様式第2号（第7条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

宇美町教育委員会教育長

宇美町スポーツ等大会出場費用補助金交付（不交付）決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請がありました宇美町スポーツ等大会出場費用補助金交付申請については、下記のとおり決定したので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 交付・不交付の別 | 交付　・　不交付 |
| 出場大会名 |  |
| 補助金交付額 | 円 |
| 補助金交付日 | 年　　　月　　　日 |
| 不交付決定の場合、その理由 |  |
| 備　　考 |  |

（教示）

１　審査請求について

　　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に、宇美町教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

２　取消訴訟について

　　この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、宇美町を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において宇美町を代表する者は、宇美町教育委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。